

令和2年度繰越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事



工事名 令和2年度繰越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名	
縮尺	図面No.
作成者	2021.10 作成 訂正
資格名・登録番号及び氏名 級建築士 第 号 氏名	 伊賀市 建設部建築課

解体工事特記仕様書

I. 工事名

令和2年度繰越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事

II. 工事概要

1 工事場所

伊賀市 上野車坂町 地内

2 工事内容

構 造 木造 一部鉄骨造
規 模 地上2階建て
延べ面積 191.10㎡
工事項目 解体

III. 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成31年版）（以下、解共仕という。）による。

2 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。
3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																		
1 一般 共通 事項	① 適用基準 ② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）及び「三重県建設副産物処理基準」に基づき適正に処理すること。 ○ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>建築設備・内装材等</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根ふき材</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>外装材・上部構造部分</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 (鉄骨)</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr></table> 引き渡しを要するもの ・ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有 ・ () 特別管理産業廃棄物 ・ 有 () 処理方法 () 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50Kmを超える場合に限る) 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ () 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ○ 金属類 ・ 小形二次電池 ・ 蛍光ランプ及びH I Dランプ ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス 引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2、D票、E票を提示すること。）	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 (鉄骨)	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用
工程	作業の有無	分別解体等の方法																		
建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																		
屋根ふき材	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																		
外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																		
基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																		
その他 (鉄骨)	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																		

3 建設副産物情報交換システムの利用	受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
4 三重県産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
⑤ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	○ 適用する（請負金額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。
6 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 適用する
⑦ 疑義	設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。
⑧ 施工条件 (1.3.5)	○ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ～ 時 部位別の施工順序 ・ 指定なし ・ () 工事車両の駐車場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ） 資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
9 施工数量調査 (1.4.2)	調査範囲 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ） 調査方法 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
10 部分引渡し、部分使用	・部分引き渡しあり ・部分使用あり 指定部分 () 時期（平成 年 月 日～ ）
11 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ・発見された場合、発掘調査等の実施あり
⑫ 官公庁手続	
⑬ 危険災害の防止	工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。 1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。 2) 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。
⑭ 工事進入路	重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工所用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。
⑮ 工事写真	1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中：随時撮影を行うほか、監督員の指示による。 3) 上記のすべてを「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」に従い、電子成果物（CD）として提出すること。
⑯ 完成写真	1) デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。 (A 4版用紙に1ページあたり3枚) 2) 全景写真のほか、監督員の指示による。
⑰ 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
⑱ 提出書類	施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他監督員の指示するものとする。

⑲ 産業廃棄物	施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。
20 県内企業優先使用	本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
⑳ 不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1)受注者は、暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不ともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は、暴力団員等により不当介入を受けたことから、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
22 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2) 検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
23 工事の一時中止	三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
24 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
⑳ 地下埋設物の確認	中間検査又は完成検査において、地下埋設物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。

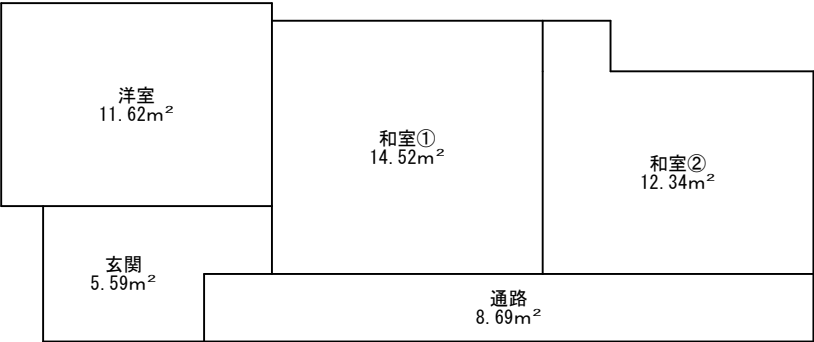
工事名 令和2年度繰越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名 特記仕様書（1）	
縮尺	図面No. 0 1
作成者	2021. 10 作成
	訂正
資格名・登録番号及び氏名 級建築士 第 号	
氏名	(印) 伊賀市 建設部建築課

章	項目	特記事項																																																								
2 仮 設 工 事	1 仮設トイレ	構内既存の施設 ・ 利用できる ・ 利用できない																																																								
	② 仮囲い	位置 ・ 図示（ ） ・ その他（ ） 仕様 ・ 図示（ ） ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ○ その他（シート張り）																																																								
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設置する。 監督員事務所の規模（単位：㎡） <table><tr><td>適用</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>規模</td><td>10程度</td><td>20程度</td><td>35程度</td><td>65程度</td><td>100程度</td></tr></table> 監督職員事務所の仕上げ <table><tr><td>部 位 等</td><td>仕 上 げ</td></tr><tr><td>床</td><td>合板張り又はビニール床シート張り</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td></tr><tr><td>屋根</td><td>溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td></tr></table> 備品等の設置 <table><tr><td>種類</td><td>机・いす</td><td>書棚</td><td>黒板・白板</td><td>掛時計</td><td>温度計</td></tr><tr><td>数量</td><td>組</td><td>台</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>種類</td><td>長靴</td><td>雨合羽</td><td>保護帽</td><td>懐中電灯</td><td>衣類ロッカー</td></tr><tr><td>数量</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td></tr><tr><td>種類</td><td>消火器</td><td>掃除具</td><td>受注者加入電話・FAX</td><td>インターネット</td><td>冷暖房機器</td></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr></table>	適用						規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
	適用																																																									
	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																				
	部 位 等	仕 上 げ																																																								
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																																								
	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																																								
	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																								
	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																				
	数量	組	台	個	個	個																																																				
	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																				
数量	足	着	個	個	台																																																					
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器																																																					
数量	個	個	台	台	台																																																					
④ 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる（○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 取出位置 ・ 図示（図面番号： ）																																																									
⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ○ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																									
⑥ 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	○ 設ける ・ 防音パネル ・ 防音シート ○ 養生シート 適用範囲、高さ等 図示（ ） ・ 設けない																																																									
7 仮設鉄板敷	・ 工事用進入路の養生として、鉄板（t=22）を敷き、養生を行うこと。 位置 ・ 図示（図面番号： ）																																																									
⑧ 使用重機	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																																									
⑨ 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。																																																									
⑩ 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																																																									
11 山留め (2.4.1) (2.4.2) (2.4.3)	・ 山留の設置 山留めは、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令に基づき、安全に設置する。																																																									
⑫ 損傷を与えた場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。																																																									

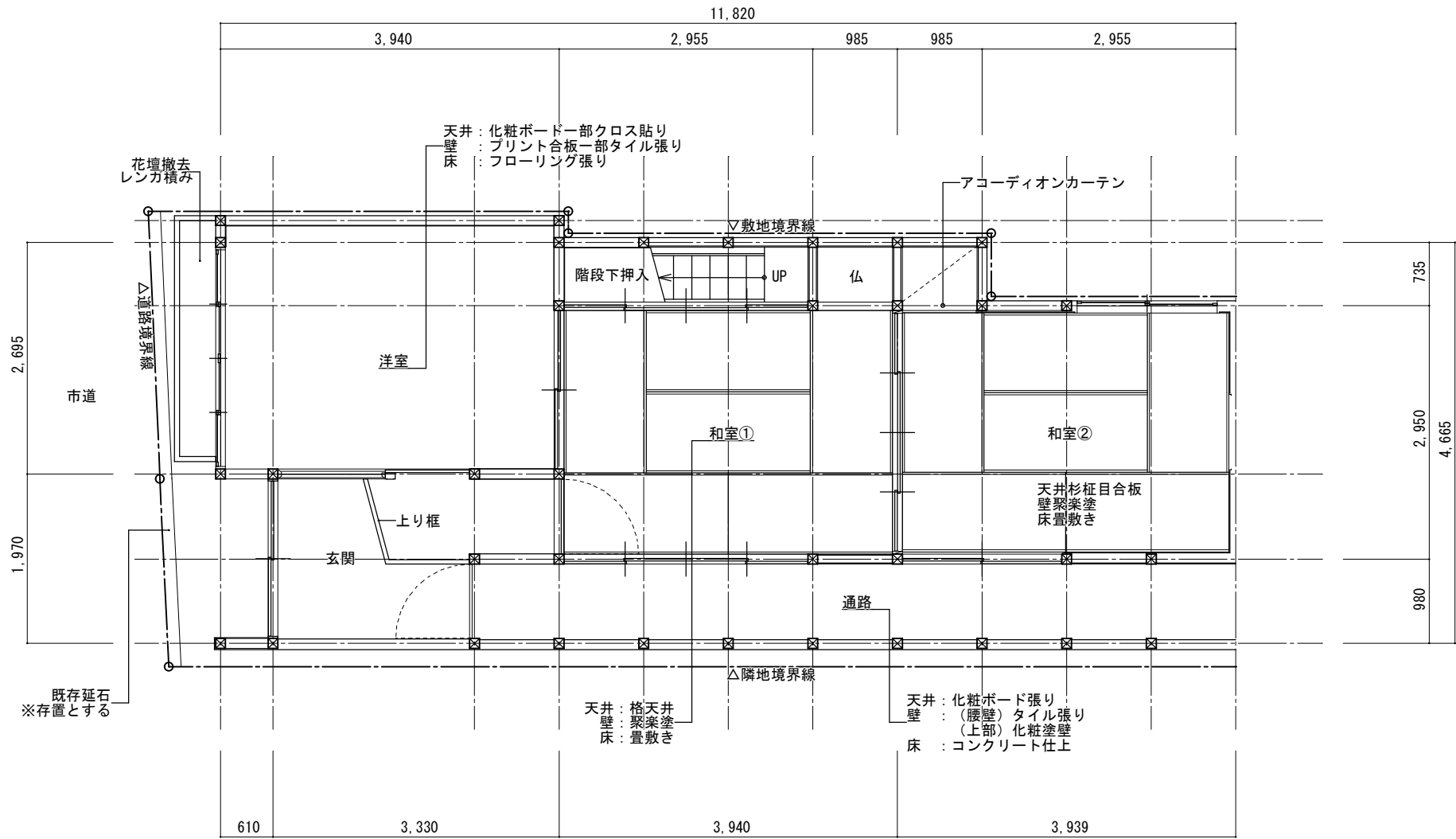
3 解 体 施 工	1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行わない										
	2 杭の撤去 (3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引抜き工法（ ・ 振動 ・ ケーシング ・（ ）） ・ 破砕 ・ 図示（図面番号： ） 引き抜いた杭の処理 ・ 図示（図面番号： ） 樹木の伐採抜根及び移植 ○ 行う 図示（ ） ・ 行わない 地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う ・ 行わない ○砕石（C-40）にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・表層H=150は再生クラッシャラン（RC-40）にて埋め戻すこと。（範囲は外構撤去図による） ・真砂土にて周辺地盤面まで埋め戻し整地すること。（表層RC-40部：RC-40下まで） ・発生土流用にて周辺地盤面まで埋め戻し整地とすること。 ※地盤高については監督職員と打ち合わせの上行うこと。										
4 建設 廃 棄 物 の 処 理	1 産業廃棄物 広域認定制度 (4.4.2)	特例による広域の処理 ・ 図示（図面番号： ）										
	② 最終処分 (4.4.4)	最終処分する廃棄物 ○廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、ｶﾞﾗｽくず及び陶磁器くず ※再資源化を図るもの以外 最終処分場 ・（ ）										
5 特別 管理 産業 廃 棄 物 の 処 理	③ 処理に注意を 要する建設廃棄物 (4.5.1)	<table><tr><th>建設廃棄物の種類</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>・ C C A 処理木材</td><td></td></tr><tr><td>○(1) アスベスト含有石膏ボード</td><td>○管理型処分</td></tr><tr><td>○(2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード</td><td>○埋立処分（管理型処分場）</td></tr><tr><td>○(1) (2) 以外の石膏ボード</td><td>○再資源化</td></tr></table>	建設廃棄物の種類	処理方法	・ C C A 処理木材		○(1) アスベスト含有石膏ボード	○管理型処分	○(2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード	○埋立処分（管理型処分場）	○(1) (2) 以外の石膏ボード	○再資源化
	建設廃棄物の種類	処理方法										
・ C C A 処理木材												
○(1) アスベスト含有石膏ボード	○管理型処分											
○(2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード	○埋立処分（管理型処分場）											
○(1) (2) 以外の石膏ボード	○再資源化											
	1 施工調査 (5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 行う ○ 行わない										
	2 PCBを含む機器類 (5.4.1)	○ 関係法令に基づき適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後監督員に引き渡す。 ○ 廃棄物法及びPCB廃棄物収集運搬ガイドラインに沿って作業を行うこと。 微量P C Bの分析調査 ・ 行う 調査範囲 ・ 行わない										
	3 廃油、廃酸、 廃アルカリ の処理の有無 (5.4.1)	・ 廃油 適用箇所 図示（図面番号： ） ・ 廃酸 適用箇所 図示（図面番号： ） ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示（図面番号： ）										
	4 ダイオキシン類 (5.4.1)	サンプリング調査 ・ 行う 調査範囲 図示（図面番号： ） ・ 行わない 解体方法及び処分方法 ・（ ） ・ 図示（図面番号： ）										

6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	1 適用範囲 (6.1.1)	建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ・ 行う 適用箇所（ ） ・ 行わない														
	② 施工調査 (6.1.3)	分析によるアスベスト含有の調査 ・ 行う 調査範囲 図示（ ） ○ 行わない														
	3 アスベスト 粉じん濃度測定 (6.1.3)	アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 <table><tr><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定点数</th><th>備考</th></tr><tr><td>処理作業中</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>処理作業後</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	測定時期	測定場所	測定点数	備考	処理作業中				処理作業後					
	測定時期	測定場所	測定点数	備考												
処理作業中																
処理作業後																
	4 アスベスト含有 吹付け材の 除去・処分 (6.3.2) (6.3.3)	除去工法 ・ 共通仕様書[6.3.2] (a) ・ 図示（図面番号： ） 除去したアスベストの飛散防止措置 ・ 固化 ・ 湿潤化 除去したアスベストの処分 ・ 埋立処分 ・ 溶融又は無害化による中間処理														
	⑤ アスベスト 含有成形板 (6.5.4)	処分方法（石綿含有せっこうボードを除く） ○ 埋立処分 ・ 溶融又は無害化による中間処理														
7 特 殊 な 建 設 副 産 物 の 処 理	1 施工調査 (7.1.3)	分析調査 ・ 行う 調査範囲 図示（図面番号： ） ・ 行わない														
	2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	特殊な建設副産物の種類等 <table><tr><th>種類</th><th>適用箇所</th><th>回収及び処分</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	適用箇所	回収及び処分											
種類	適用箇所	回収及び処分														

工事名 令和2年度繰越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名 特記仕様書（2）	
縮尺	図面No. 0 2
作成者	2021.10 作成
	訂正
資格名・登録番号及び氏名 級建築士 第 号	
氏名	(印) 伊賀市 建設部建築課

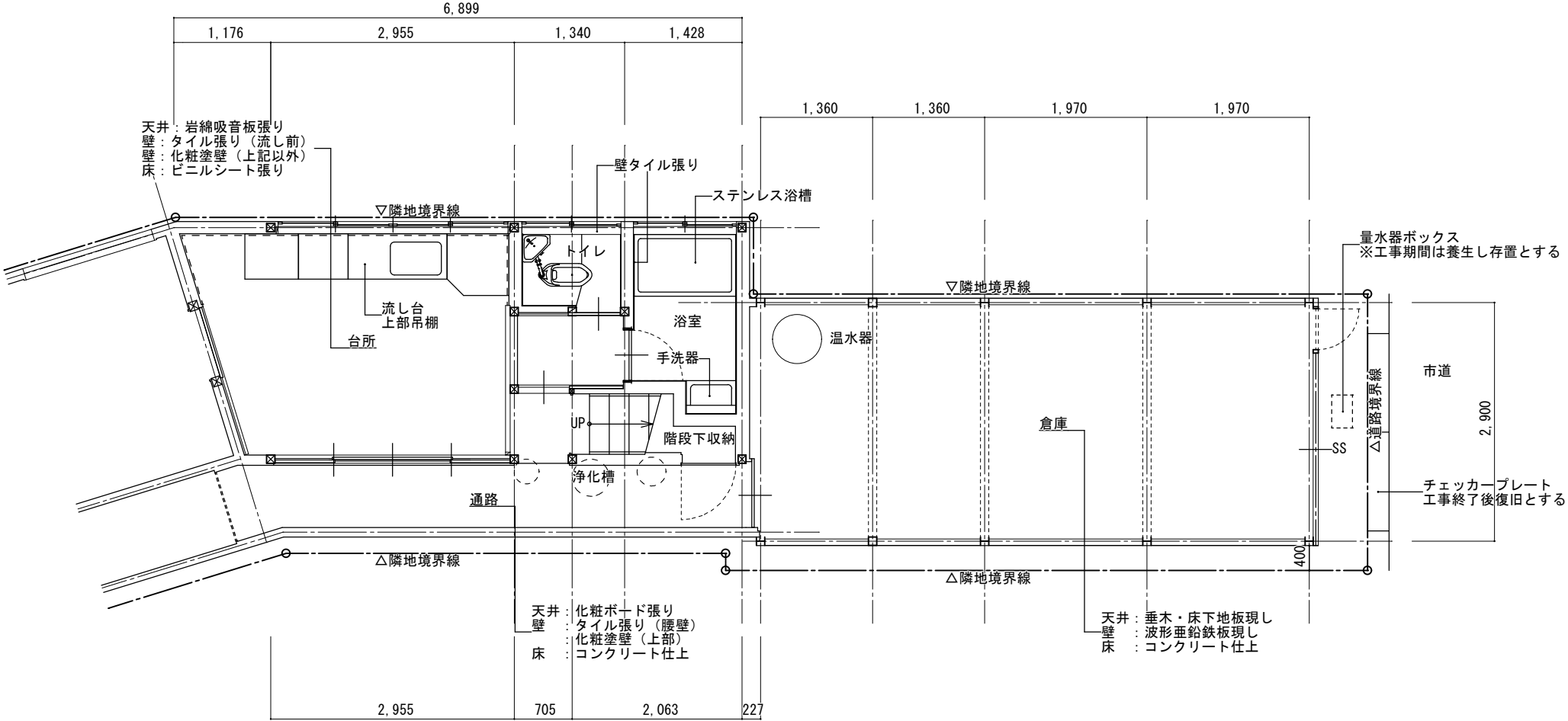
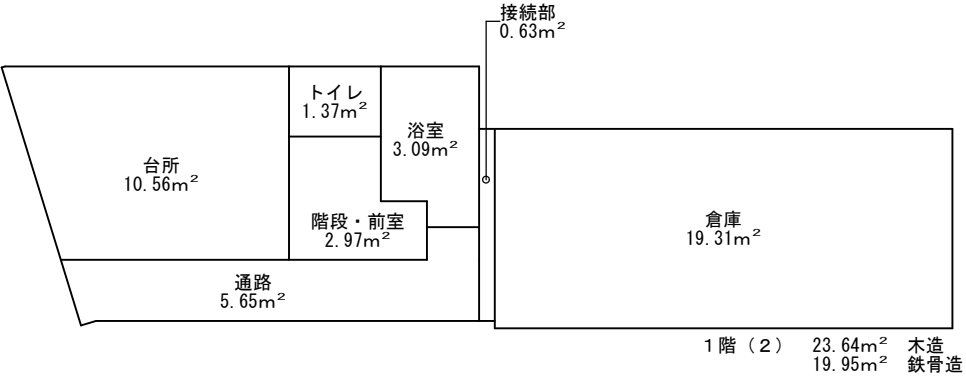


1階（1） 52.77m² 木造



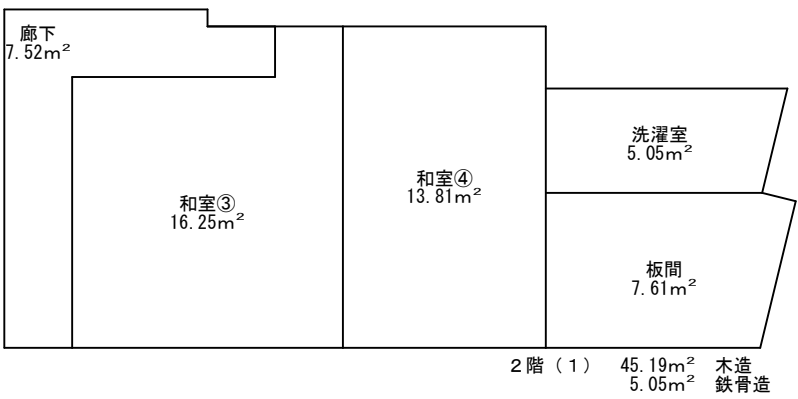
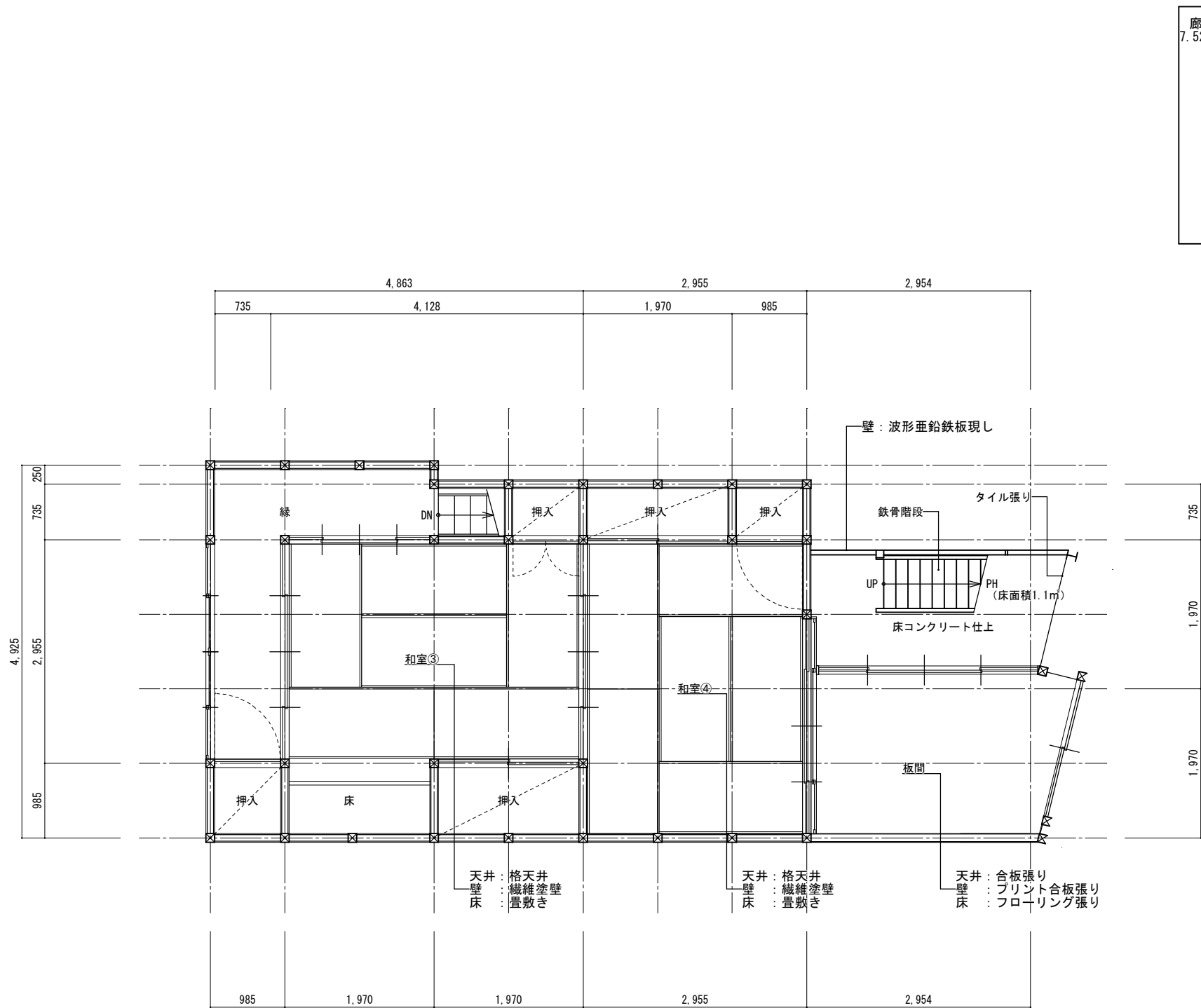
1 階平面図（1）

工事名 令和2年度緑越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名 1 階平面図（1）	
縮尺	図面No. 03
作成者	2021.10 作成
	訂正
資格名・登録番号及び氏名	
級建築士 第 号	
氏名	(印) 伊賀市 建設部建築課



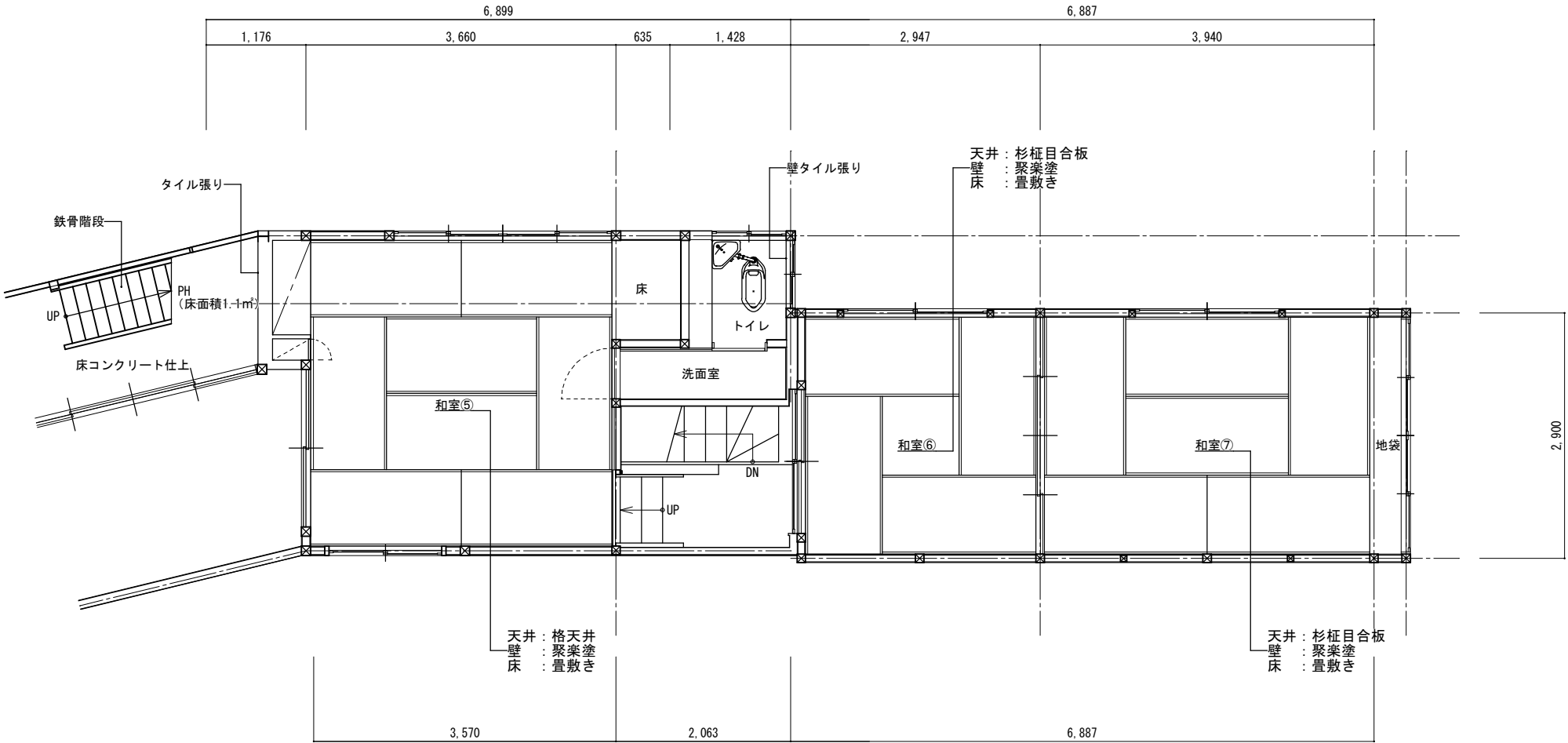
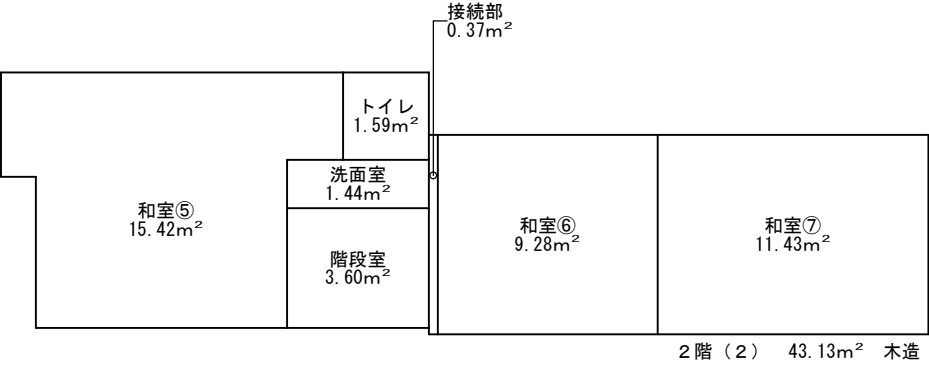
1階平面図（2）

工事名 令和2年度線越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名 1階平面図（2）	
縮尺	図面No. 04
作成者	2021.10 作成
	訂正
資格名・登録番号及び氏名 級建築士 第 号	
氏名	(印) 伊賀市 建設部建築課



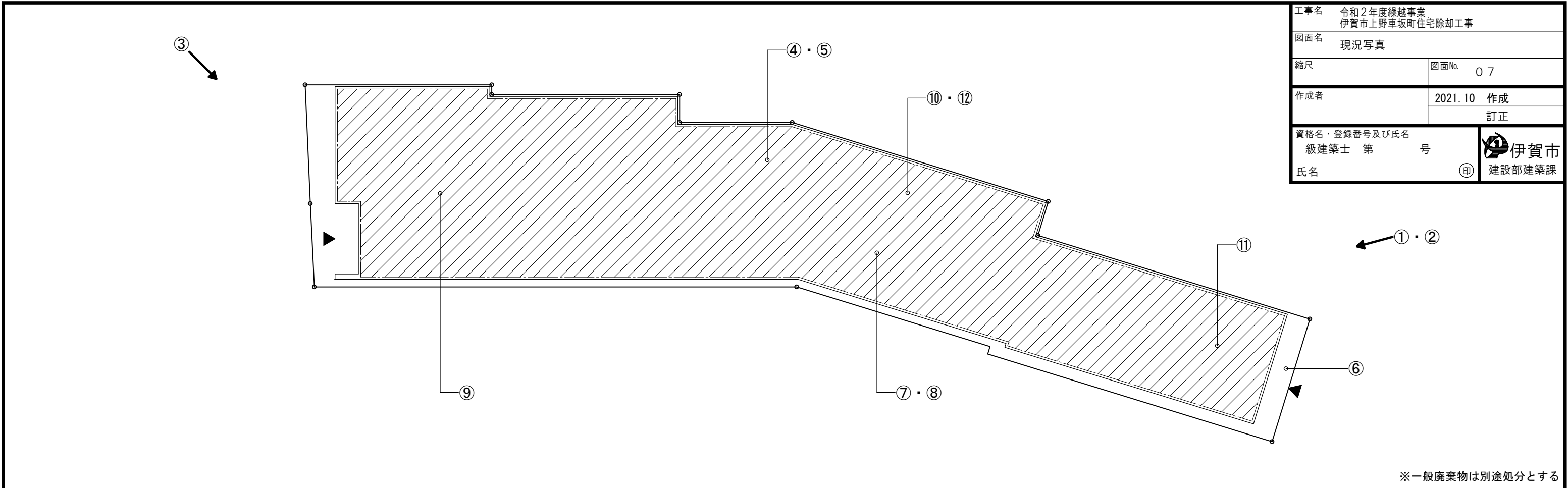
2階平面図（1）

工事名 令和2年度緑越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名 2階平面図（1）	
縮尺	図面No. 05
作成者	2021.10 作成
	訂正
資格名・登録番号及び氏名 級建築士 第 号	
氏名	伊賀市 建設部建築課



2階平面図(2)

工事名 令和2年度繰越事業 伊賀市上野車坂町住宅除却工事	
図面名 2階平面図(2)	
縮尺	図面No. 06
作成者	2021.10 作成
	訂正
資格名・登録番号及び氏名 級建築士 第 号	
氏名	(印) 伊賀市 建設部建築課



① 外観（北面）（1）	② 外観（北面）（2）	③ 外観（南面）	④ PH（ベントハウス）	⑤ 屋上状況	⑥ 量水器ボックス状況
⑦ 2階 和室⑤状況（北向き）	⑧ 2階 和室⑤状況（西向き）	⑨ 2階 和室③状況（西向き）	⑩ 1階台所（西向き）	⑪ 2階 和室⑦状況（北向き）	⑫ 1階台所（南向き）